

警察証明の申請手続について

警察証明とは、警察の所管に係る取扱事項に関し、証明を必要とする者（願出人）からの申請に基づき、事実を確認した事項又は届出を受理した事項について、書面を交付して行う証明を言います。

証明には、事実証明と届出証明の２種類があり、以下の発給対象に該当する場合に書面の交付を行います。

警察証明の発給対象

1 事実証明

事実証明は、事実の証明ができる事項で、かつ、その証明の必要性が客観的に認められるものについて発給します。

2 届出証明

届出証明は、次に掲げる事項に該当する場合について発給します。

- (1) 現に法律又は政令により、警察の証明を要することが規定されているもの
- (2) 証明を行う官公庁等がなく、その証明が得られない場合は願出人がその責によらないで著しい不利益を被ることが明らかであり、かつ、警察がその証明を行うことが適当であるもの
- (3) 官公庁等から、事務の取扱い上、警察の証明が必要であると求められており、かつ、警察がその証明を行うことが適当である次に掲げるもの

証明対象	提出先
旅券	外務省
雑損控除の対象となる物件 （雑損控除申請のため）	国税庁
有価証券等 （公示催告手続申立のため）	最高裁判所

- (4) 前記(3)に掲げる事項以外の事項で、官公庁等において、警察の証明がない場合には事務の取扱い上、著しく支障を来すもので、当該官公庁等において証明に係る事実の調査を行うことが不適当である特別の事情があり、かつ、警察がその証明を行うことが適当であるもの

窓口の取扱時間

月曜日～金曜日（祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

※証明の内容により発給までの時間が異なりますので、事前に受付窓口にご確認ください。

受付窓口

原則、証明を必要とする内容について、相談や届出等を行った警察署等において申

請を受付けます。

申請時に必要なもの

1 証明願

受付窓口に備え付けの「証明願」若しくは大分県警ホームページからダウンロードした「証明願」に必要事項を記載の上、前記の受付窓口にご持参ください。

2 本人（代理人）確認書類

運転免許証、マイナンバーカード、旅券、在留カードなどの写真付きの身分証明書をご持参ください。

3 手数料

400円（手数料は、大分県証紙による納付）

4 その他

代理人による願出の場合、委任状等は不要ですが、窓口において当事者に対して電話等により確認させていただきます。

注意事項

1 警察証明は、証明書を必要とする理由、使用目的、提出先が明確でない場合は発給することはできません。証明書の発給の可否については、発給対象に該当するものであっても、用途や提出先等などから個別に判断しますので、相談や届出等を行った警察署等にお問い合わせください。

2 交番や駐在所では、警察証明の発給を申請することはできません。

3 県外等の遠隔地にお住まいの方は、郵送等による申請手続きも可能ですが、併せて手数料等の送付が必要となります。事前に、相談や届出等を行った警察署等にお問い合わせください。